

国有財産の 一般競争入札案内書

【広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県所在物件】

令和8年度 第1回期間入札



受付期間：令和8年10月15日(木) ～ 令和8年10月26日(月)
開札日時：令和8年11月12日(木) 午前10時から

※入札参加にあたっては、本入札案内書をよくお読みください。



財務省中国財務局

目 次

	ページ
一般競争入札(令和8年度第1回期間入札)物件一覧表	1
I 国有財産の一般競争入札のご案内	5
1. はじめに	5
2. 入札物件	5
3. 入札参加者の資格	5
4. 入札にあたって付す条件	5
5. 特約条項及び資料の閲覧	6
6. 農地法の届出又は許可が必要な物件	6
7. 現地見学会	7
8. 入札の受付期間、場所及び開札の日時、会場等	7
9. 入札の手続き	8
10. 入札の無効	11
11. 落札者の決定方法	11
12. 入札保証金の返還	11
13. 契約の締結等	12
14. 売買代金の支払い方法	13
15. 所有権の移転等	14
16. 契約内容等の公表	15
17. 個人情報の取扱い	15
18. 開札の結果、落札に至らなかった物件の先着順による売却	15
19. 契約不適合	15
20. 旧氏(旧姓)の使用について	16
II 入札要領	17
【参考】予算決算及び会計令(抄) 国有財産法(抄)	20
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)	
III 契約締結時参考資料	21
誓約書	21
国有財産売買契約書(案)	22
IV 具体的な入札手続き	26
STEP1 必要な入札関係書類の確認	27
STEP2 記載例	28
単独名義(個人)による入札の記載例【Aタイプ】	29
単独名義(法人)による入札の記載例【Bタイプ】	32
共有名義(個人)による入札の記載例【Cタイプ】	36
代理人による入札の記載例【代理人】	40
STEP3 作成書類のチェック	44
STEP4 提出方法	46
参照1 よくあるご質問(Q&A)	47
参照2 落札者の決定方法	49
参照3 売買代金の支払い方法	50
V 物件に関する情報	51
局所別管轄物件・現地見学会 一覧	52
局所別お問い合わせ先一覧	53
物件調書	54
(物件調書の見方・物件調書の注意事項)	55
(補足説明事項)	56

一般競争入札(令和8年度第1回期間入札)物件一覧表【1/4】

物件 番号	所 在 地 (住居表示)	区 分	地 目 (注1)	数 量(㎡) (注1)	最低売却価格
001	広島県広島市南区宇品東三丁目1300番9 (同所1番街区)	土地	宅地(宅地)	34.73	3,290,000円
002	広島県広島市安佐南区山本五丁目654番3外1筆 (同所10番街区)	土地	宅地(宅地)	128.21	1,800,000円
003	広島県三原市中之町三丁目2575番4外1筆 (同所17番街区)	土地	宅地(宅地)	212.94	1,190,000円
004	広島県尾道市因島中庄町字平ヶ崎2281番4 (住居表示なし)	土地	宅地(宅地)	364.92	1,600,000円
005	広島県尾道市西藤町字長黒301番2外25筆及び字合六 207番7外5筆及び字長黒枝268番5 (住居表示なし)	土地	雑種地(雑種地)	2,376.04	30,200,000円
006	広島県福山市大門町大字津之下字信ノエ7001番10 (住居表示なし)	土地	雑種地(宅地)	109.08	1,780,000円
007	広島県三次市君田町石原字下保田665番1 (住居表示なし)	土地	雑種地(宅地)	349.91	518,000円
008	広島県山県郡北広島町都志見字悪谷山12527番25 (住居表示なし)	土地	雑種地(宅地)	290.42	374,000円
201	広島県呉市天応西条四丁目1262番2 (同所2番街区)	土地	宅地(宅地)	298.85	6,890,000円
202	広島県竹原市竹原町字下新開3541番5【仮換地済】 (住居表示なし)	土地 建物 立木竹 工作物	宅地(宅地) (事務所) 樹木	1,055.79(仮換地1,027.00) (建)188.75/(延)351.96 102本 一式	27,800,000円
203	広島県豊田郡大崎上島町沖浦字水野元115番3 (住居表示なし)	土地	宅地(宅地)	336.43	1,010,000円
301	鳥取県鳥取市気高町北浜三丁目132番 (住居表示なし)	土地 建物 立木竹 工作物	宅地(宅地) (事務所) 樹木	1,790.45 (建)728.95/(延)2,196.05 407本 一式	96,390,000円
302	鳥取県八頭郡八頭町船岡字坂屋敷311番1 (住居表示なし)	土地	宅地(宅地)	223.37	1,550,000円

(注1) 地目欄の土地の地目は登記地目を記載し、現況地目をカッコ書きで記載しています。建物は登記の種類を記載しており、未登記の場合は現況の種類をカッコ書きで記載しています。また数量欄は実測数量を記載しています。

(注2) 物件によっては、止むを得ない事由により入札を中止する場合があります。最新の情報は中国財務局ホームページ等でご確認ください。

(注3) 物件番号301、501、702～706、802番の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの価格です。

一般競争入札(令和8年度第1回期間入札)物件一覧表【2/4】

物件 番号	所 在 地 (住 居 表 示)	区 分	地 目 (注1)	数 量(㎡) (注1)	最低売却価格
303	鳥取県境港市新屋町字五郎作灘2434番1 (住居表示なし)	土地	宅地(宅地)	2,392.42	1,760,000円
304	鳥取県米子市立町四丁目152番3 (住居表示なし)	土地	宅地(宅地)	202.39	4,300,000円
401	島根県松江市玉湯町湯町599番32 (住居表示なし)	土地	宅地(雑種地)	130.65	714,000円
402	島根県松江市東出雲町錦浜297番外1筆 (住居表示なし)	土地	畑(畑)	5,970.22	1,660,000円
403	島根県浜田市熱田町138番6外6筆 (住居表示なし)	土地	雑種地(宅地)	1,047.94	16,800,000円
404	島根県浜田市熱田町456番13 (住居表示なし)	土地	宅地(宅地)	194.71	1,830,000円
405	島根県浜田市国分町2316番3外5筆 (住居表示なし)	土地	雑種地(宅地)	264.59	4,650,000円
406	島根県浜田市長沢町486番10 (住居表示なし)	土地 工作物	宅地(雑種地)	1,228.05 一式	10,100,000円
407	島根県益田市高津一丁目イ2498番2 (同所12番街区)	土地	宅地(宅地)	298.96	4,310,000円
408	島根県安来市安来町字川子825番2外2筆 (住居表示なし)	土地	宅地(宅地)	509.55	1,770,000円
409	島根県江津市嘉久志町イ1066番外1筆 (住居表示なし)	土地	宅地・山林(宅地)	787.71	4,420,000円
410	島根県江津市嘉久志町2397番2 (住居表示なし)	土地 工作物	宅地(宅地)	266.94 一式	2,710,000円
411	島根県江津市二宮町神主ハ506番1 (住居表示なし)	土地	宅地(宅地)	487.86	4,380,000円

(注1) 地目欄の土地の地目は登記地目を記載し、現況地目をカッコ書きで記載しています。建物は登記の種類を記載しており、未登記の場合は現況の種類をカッコ書きで記載しています。また数量欄は実測数量を記載しています。

(注2) 物件によっては、止むを得ない事由により入札を中止する場合があります。最新の情報は中国財務局ホームページ等でご確認ください。

(注3) 物件番号301、501、702～706、802番の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの価格です。

一般競争入札(令和8年度第1回期間入札)物件一覧表【3/4】

物件 番号	所 在 地 (住居表示)	区 分	地 目 (注1)	数 量(㎡) (注1)	最低売却価格
501	岡山県津山市日本原字日本67番 (住居表示なし)	土地 建物 工作物	宅地(宅地) (事務所ほか)	494.10 計(建)118.91/(延)118.91 一式	3,877,000円
502	岡山県備前市東片上字善妙1820番1外2筆及び字姥ヶ 谷1813番2外1筆 (住居表示なし)	土地	宅地(宅地) 雑種地(雑種地)	794.01 1,938.26	15,100,000円
601	岡山県倉敷市児島田の口五丁目4356番1 (同所9番街区)	土地	宅地(宅地)	177.53	996,000円
602	岡山県倉敷市水島南亀島町66番8外1筆 (同所18番街区)	土地	宅地(宅地)	257.59	6,450,000円
603	岡山県倉敷市水島北春日町166番2 (同所2番街区)	土地	宅地(宅地)	99.91	2,420,000円
604	岡山県倉敷市水島南緑町210番9 (同所4番街区)	土地	宅地(宅地)	78.80	1,470,000円
605	岡山県倉敷市水島南緑町210番11 (同所4番街区)	土地	宅地(宅地)	134.52	2,970,000円
606	岡山県倉敷市水島南緑町217番5 (同所6番街区)	土地	宅地(宅地)	68.75	1,340,000円
607	岡山県倉敷市水島明神町83番35 (同所4番街区)	土地	宅地(雑種地)	267.32	3,390,000円
608	岡山県笠岡市今立字大塚2063番2外2筆 (住居表示なし)	土地	宅地(宅地) 原野(原野)	686.31 533.39	805,000円
701	山口県宇部市大字西岐波字沖ノ山230番2 (住居表示なし)	土地	原野(雑種地)	532.88	5,720,000円
707	山口県山口市徳地鯖河内字東河内976番外2筆 (住居表示なし)	土地	宅地(宅地)	474.39	215,000円
708	山口県柳井市柳井字浄楽寺2301番2 (住居表示なし)	土地 工作物	宅地(宅地)	177.42 一式	1,820,000円

(注1) 地目欄の土地の地目は登記地目を記載し、現況地目をカッコ書きで記載しています。建物は登記の種類を記載しており、未登記の場合は現況の種類をカッコ書きで記載しています。また数量欄は実測数量を記載しています。

(注2) 物件によっては、止むを得ない事由により入札を中止する場合があります。最新の情報は中国財務局ホームページ等でご確認ください。

(注3) 物件番号301、501、702～706、802番の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの価格です。

一般競争入札(令和8年度第1回期間入札)物件一覧表【4/4】

物件 番号	所 在 地 (住 居 表 示)	区 分	地 目 (注1)	数 量(㎡) (注1)	最低売却価格
801	山口県下関市栄町83番2 (同所6番街区)	土地	宅地(雑種地)	210.84	582,000円
802	山口県長門市東深川字城ノ下1342番5 (住居表示なし)	土地 建物 立木竹 工作物	宅地(宅地) (共同住宅) 樹木	360.37 (建)99.26/(延)171.79 4本 一式	10,791,000円

【マンション物件】

物件 番号	住 居 表 示 (建 物 の 名 称)	敷地権の 割合	面積(㎡)	間取・構造	最低売却価格
702	山口県山口市三和町17番21号 (ホワイトパレス山口201号室)	1,047/ 100,000	(壁芯) 21.44 (内法) 18.92	ワンルーム 鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建	614,300円
703	山口県山口市三和町17番21号 (ホワイトパレス山口415号室)	1,047/ 100,000	(壁芯) 21.44 (内法) 18.92	ワンルーム 鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建	629,200円
704	山口県山口市三和町17番21号 (ホワイトパレス山口501号室)	1,047/ 100,000	(壁芯) 21.44 (内法) 18.92	ワンルーム 鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建	635,600円
705	山口県山口市三和町17番21号 (ホワイトパレス山口502号室)	946/ 100,000	(壁芯) 19.43 (内法) 17.10	ワンルーム 鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建	544,000円
706	山口県山口市三和町17番21号 (ホワイトパレス山口815号室)	1,047/ 100,000	(壁芯) 21.44 (内法) 18.92	ワンルーム 鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建	657,900円

(注1) 地目欄の土地の地目は登記地目を記載し、現況地目をカッコ書きで記載しています。建物は登記の種類を記載しており、未登記の場合は現況の種類をカッコ書きで記載しています。また数量欄は実測数量を記載しています。

(注2) 物件によっては、止むを得ない事由により入札を中止する場合があります。最新の情報は中国財務局ホームページ等でご確認ください。

(注3) 物件番号301、501、702～706、802番の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの価格です。

I 国有財産の一般競争入札のご案内

1. はじめに

- (1) 入札参加者は、「入札要領」(17～20ページ)を熟読のうえ参加してください。
- (2) 物件は現状有姿(そのままのすがた)の引渡しです。当該土地に存在する建物及び工作物や樹木等(看板を除く)はそのままでの引渡しとなります。

工作物や樹木の越境等については、物件調書と現況が相違している場合、現況を優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。

入札参加者は物件調書等を参考にして、必ず現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

※ 現地確認にあたっては、ご近所の迷惑とならないようご配慮をお願いします。

2. 入札物件

入札物件は、「一般競争入札物件一覧表」(1～4ページ)のとおりです。

※ 上記入札物件については、入札中止となる場合があります。その場合、入札参加に要した費用(調査費、入札保証金振込手数料等)の補償はできませんので、あらかじめご了承ください。

最新の情報は中国財務局ホームページ(<https://lfb.mof.go.jp/chugoku/>)でご確認いただくか、当局管財部統括国有財産管理官(第一部門入札担当)又は各物件を管轄する財務局・財務事務所・出張所(以下「各物件の管轄先」という。)へお問い合わせください。

- ・各物件の管轄先:「局所別管轄物件・現地見学会 一覧」(52ページ)
- ・お問い合わせ先:「局所別お問い合わせ先一覧」(53ページ)

3. 入札参加者の資格

次のいずれにも該当しない方(20ページ)であれば、どなたでも参加できます。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

4. 入札にあたって付す条件

入札物件の売買契約には、次の条件が付されます。以下の(1)及び(2)の条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。さらに、国は、以下の(1)及び(3)の条件に違反していることが判明した場合、速やかに契約を解除いたします。
以上をご承知のうえ、入札にご参加ください。

(23～24ページ国有財産売買契約書(案)第10条～第13条)

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

買受人は、売買物件を国有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 実地調査等

- ① 国は、上記(1)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。
- ② 買受人は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(3) 買受人の適格条件

買受人は、暴力団、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはなりません。

5. 特約条項及び資料の閲覧

全ての入札物件について、売買契約書に特約条項が付されます。(22ページ国有財産売買契約書(案)第8条)

【国有財産売買契約書(案)(抜粋)】

売払人国(以下「甲」という。)と買受人(落札者)(以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

(特約条項)

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等(別紙1)記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(1) 特約条項にあたって、物件調書が売買契約書に添付されます。

(2) 物件調書の参考事項欄に閲覧資料がある旨の記載がある物件については、入札参加者は必ず閲覧資料をご確認ください。

資料の閲覧は、各物件の管轄先(52～53ページ)へお申し出ください。

閲覧資料を確認せず入札に参加した場合でも、閲覧資料の内容を了承したうえで応札したものと見なします。

6. 農地法の届出又は許可が必要な物件

(1) 入札物件のうち、物件調書に農地法の届出又は許可が必要である旨を記載している物件については、所有権移転にあたって農地法第3条(農地として利用する場合)の許可、又は農地法第5条(農地以外に利用する場合)の許可若しくは届出の手続きが必要です。

これらの許可を得るためには所定の要件を満たす必要がありますので、必ず事前に物件の所在する市町村の農業委員会へご照会のうえ、入札参加をご判断ください。

- (2) 落札後、農地法第3条の許可が得られない又は農地法第5条の許可が得られない若しくは届出が受理されないことにより契約締結ができない場合、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできません。
- (3) 許可通知又は受理がなされるまでには、相当の日数がかかることもありますので、落札された方は、落札した日から30日以内に許可又は届出の手続きを行っていただきます。
これら農地法の届出又は許可が必要な物件では、契約締結期限及び売買代金の支払い方法が他の物件と異なりますので、お間違いのないよう「13. 契約の締結等」(12ページ)、「14. 売買代金の支払い方法」(13～14ページ)を十分ご確認ください。
- (4) 農地転用の手続きは、地目変更登記ではありません。宅地等への地目変更登記の申請は、落札者の負担で行っていただくことになります。

7. 現地見学会

入札物件の現地見学会は、「局所別管轄物件・現地見学会 一覧」(52ページ)記載の建物付の物件のうち事前に申込みのあった物件のみ実施します。希望者は、開催日時をご確認のうえ前日の正午までに各物件の管轄先(52～53ページ)へお申し出ください。

- (1) 現地見学会では、建物内に立ち入ることができます。建物内の照明設備は使用できませんので、参加される方は懐中電灯等をご用意願います。
- (2) その他の物件については、現地見学会を行いませんが、入札書提出前に物件調書等を参考にして、必ず現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

8. 入札の受付期間、場所及び開札の日時、会場等

(1) 入札受付期間及び場所

- ① 受付期間 **令和8年10月15日(木) ～ 令和8年10月26日(月)**

※土曜日及び日曜日を除く

受付時間 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

※最終日は午後5時必着

- ② 受付場所 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館10階

中国財務局 管財部 統括国有財産管理官(第一部門)

ア 各財務事務所及び出張所では受付を行っておりませんので、ご注意ください。

イ 受付締切日午後5時までに、入札関係書類が受付場所に到達しない入札は無効となりますので、お気をつけください。

ウ 応札状況については、受付期間中はお答えできません。受付締切日の翌開庁日(**令和8年10月27日(火)**)午前9時以降であれば、応札の有無のみ、お答えします。

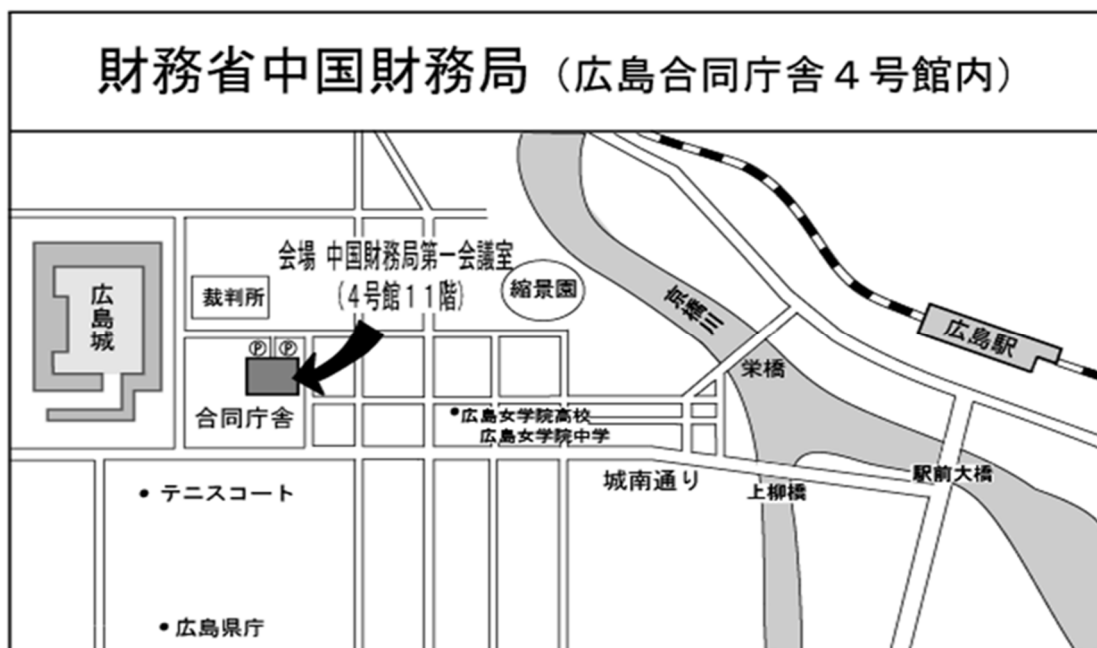
(2) 開札日時及び会場

- ① 開札日時 **令和8年11月12日(木)**午前10時から

受付は午前9時30分から行います。

(受付場所:広島合同庁舎4号館11階 第三会議室)

- ② 開札会場 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館 11階 第一会議室



- ア 開札会場へ入場できる方は、入札者本人又はその代理人の方等、関係者のみです。必要最小限の人数でのご参加をお願いいたします。
- イ 開札会場内のデジタルカメラ・スマートフォン等での撮影は、固くお断りいたします。開札が始まる前に電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。
- ウ 開札は、概ね午前中に終了します。
- エ 開札結果は、入札者に速やかに文書をもって通知します。
- オ 開札結果のお問い合わせは、開札日の翌開庁日(令和8年11月13日(金))午前9時以降に、各物件の管轄先(52～53ページ)にお願いします。なお、落札者名等はお答えできませんので、ご了承ください。
- カ 入札実施結果(応札者数、落札・不調の別等)は、後日、中国財務局のホームページで公表します。
- キ 契約金額等の公表については、「16. 契約内容等の公表」(15ページ)をご覧ください。

9. 入札の手続き

(1) 入札関係書類の確認

入札1物件につき1セットの入札関係書類が必要です。中国財務局管財部統括国有財産管理官(第一部門)又は各物件の管轄先(52～53ページ)において配付又は郵送しますので、入札に参加される方は、必ず、必要部数も併せてお申し出ください。

【入札関係書類一覧】

- ㊦ 入札書
- ㊧ 入札書提出用封筒(水色)
- ㊨ 入札保証金提出書(2連複写)
- ㊩ 振込依頼書(3連複写)
- ㊪ 入札関係書類提出用封筒(茶色)
- ㊫ 役員一覧 ※法人の場合のみ
- ㊬ 入札保証金の振込依頼人及び返還預貯金口座について ※共有の場合のみ
- ㊭ 委任状 ※代理人による入札の場合のみ
- ㊮ 委任者の印鑑証明書 ※代理人による入札の場合のみ

「STEP1必要な入札関係書類の確認」(27ページ)、「STEP2記載例」(28～43ページ)を参照し、ご自身の入札において必要な書類をご確認ください。

※「㊦入札書」「㊧役員一覧」「㊨入札保証金の振込依頼人及び返還預貯金口座について」「㊩委任状」は、中国財務局のホームページからダウンロードできます。

(<https://lfb.mof.go.jp/chugoku/kanzai/gennzaikouji.html>)

※「㊪入札書提出用封筒(水色)」「㊫入札保証金提出書(2連複写)」「㊬振込依頼書(3連複写)」「㊭入札関係書類提出用封筒(茶色)」は、ダウンロードできませんので、必ず、中国財務局管財部統括国有財産管理官(第一部門)又は各物件の管轄先(52～53ページ)から入手してください。

(2) 入札保証金の納付

入札に参加される方は、入札保証金を事前に「㊬振込依頼書」により納付してください。

入札保証金は、各自の入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を、配付を受けた「㊬振込依頼書」(3連複写)を用いて、最寄りの金融機関の窓口で、財務局の指定する預金口座に振込んでください。

ア ゆうちょ銀行からの振込みはできません。

イ ATM、インターネットバンキングによる振込みは無効となります。

ウ 振込手数料は、入札に参加される方の負担となります。

エ 金融機関から受領した取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書(財務局提出用)」は、財務局へ提出していただくものです。

オ 複数の物件に入札される場合は、物件毎に入札保証金を納付してください。

【入札保証金の計算例】

入札金額が 6,666,666 円の場合の入札保証金は、333,334 円以上となります。

6,666,666 円(入札金額) $\times$ 0.05(5%) = 333,333.3 円(円未満切上)

⇒ 333,334 円以上

(注) 入札保証金は、最低売却価格の5%ではありません。

(3) 入札関係書類の作成

所定の用紙を使用し、ボールペン等消えない筆記用具を用いて記入してください。

※旧氏(旧姓)の使用を希望される場合は、「20. 旧氏(旧姓)の使用について(16ページ)」をご確認ください。

① 「㊦入札書」

ア 「一般競争入札物件一覧表」の注3に記載の物件は、「建物」「マンション」に係る消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記入してください。

イ 入札金額が最低売却価格に達していない場合は、無効となります。

② 「㊫入札保証金提出書(2連複写)」

ア 入札保証金提出書(2連複写の1枚目)の必要箇所を記入してください。

イ 入札保証金振込証明書(2連複写の2枚目)の指定箇所に、入札保証金振込みの際に受領した「保管金受入手続添付書(財務局提出用)」(3連複写の2枚目)を貼付してください。

※ 入札される方が個人の場合、入札参加資格(暴排関係)の確認のため、入札保証金提出書に記載の情報(住所、氏名(フリガナ)、性別、生年月日)について、警察当局に照会しますので、記載漏れのないようお願いします。

③「㊸役員一覧」(法人で入札される方のみ)

ア 法人の方は、「役員一覧」を必ず添付してください。(記載例35ページ)

イ 中国財務局のホームページに様式(Excel)を掲載していますので、ご利用ください。

※ 入札される方が法人の場合、入札参加資格(暴排関係)の確認のため、役員一覧に記載の情報(法人名、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、住所)について、警察当局に照会しますので、記載漏れのないようお願いします。

④「㊸入札保証金の振込依頼人及び返還預貯金口座について」(共有名義で入札される方のみ)

共有名義での入札の場合には「入札保証金の振込依頼人及び返還預貯金口座について」を必ず添付してください。(記載例39ページ)

5「㊸委任状」(代理人によって入札される方のみ)

ア 代理人によって入札される場合には、入札者本人(委任者)の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)を添付した「委任状」が必要です。

イ 「委任状」には入札者本人(委任者)の印鑑登録されている印(実印)を押印してください。(記載例43ページ)

ウ 次の場合には、委任状の提出は不要です。

- ・ 入札者に代わって、親族等が入札書等の持参や開札会場へ入場する場合
- ・ 入札者が法人で、その社員が入札書等の持参や開札会場へ入場する場合
- ・ 共有の入札で、共有者のうちの1人が入札書等の持参や開札会場へ入場する場合

(4) 入札関係書類の提出方法(「STEP4提出方法」(46ページ))

① 「㊸入札書」を、「㊸入札書提出用封筒(水色)」に入れて封をしてください。

入札書提出用封筒(水色)には、入札書以外の書類は入れないでください。

② ①の「㊸入札書提出用封筒(水色)」と、必要書類㊸、㊸、㊸、㊸、㊸、㊸(27ページ「STEP1必要な入札関係書類の確認」参照)を、「㊸入札関係書類提出用封筒(茶色)」に入れて封をし、裏に「郵便番号」、「住所」、「電話番号」(携帯電話・勤務先の電話番号等、平日の日中に連絡がとれるもの)及び「氏名」を記入してください。

なお、「送付先」欄は、入札結果通知の送付希望先が入札者の住所と異なる場合のみ記入してください。

③ 入札関係書類を入れた「㊸入札関係書類提出用封筒(茶色)」を中国財務局管財部統括国有財産管理官(第一部門)あてに簡易書留郵便または持参により提出してください。

令和8年10月26日(月)午後5時までに中国財務局管財部統括国有財産管理官(第一部門)に到達しない場合は無効となります。

提出された入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更または取消しを行うことはできません。

10. 入札の無効

入札要領第8条の規定に該当する入札は無効とします。(17～18ページ)

無効となる主な事例をチェック形式で記載しておりますので、ご確認ください。

(「STEP3 作成書類のチェック」(44～45ページ))

11. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

開札の結果、最低売却価格以上で、有効かつ最高金額の入札をした者を落札者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から入札要領第8条に規定する排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を保留するとともに、当該物件に係るすべての入札者へその旨通知します。

(注) 落札者の決定を保留した場合

① 落札者の決定は次のとおりとなります。

ア 排除要請が行われなかった場合

落札候補者を落札者と決定します。

イ 排除要請が行われた場合

落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者(警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。)のうちから、有効かつ最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

② 当該物件に入札した入札者全員の入札保証金については、落札者を決定するまでの間、返還を保留します。

ただし、開札後、当該物件の入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を返還します。

(2) くじ引き

落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、すべての開札が終了した後、くじ引きによって落札者を決定します。入札者が会場にいない場合は、国の指定した者がくじを引きます。

なお、落札者となる同価の入札者に上記(1)の落札候補者がいる場合には、落札候補者の入札参加資格の有無が確定するまでは、くじ引きを保留します。

12. 入札保証金の返還

(1) 開札終了後、落札者以外の入札保証金は、入札者が指定した金融機関の返還預貯金口座(入札者と同一名義に限る)へ振込む方法により返還します。

振込みは、落札者の決定日から概ね一週間後となります。

また、入札保証金には利息を付しません。

(注)インターネットバンキング等への振込みはできません。

(2) 入札保証金を納付したものの入札書を提出されなかった場合は、入札保証金を返還いたします。その場合、返還先口座等の確認のため、次の書類が必要になりますので、令和8年10月26日(月)までに中国財務局管財部統括国有財産管理官(第一部門)へ必ずお申し出ください。

① 「入札保証金提出書」

② 入札保証金振込証明書(「保管金受入手続添付書」(振込依頼書2枚目財務局提出用)を貼付したもの)

(3) 落札者の決定が保留された物件にかかる入札保証金の返還については、11.落札者の決定方法(1)(注)②(11ページ)をご確認ください。

13. 契約の締結等

(1) 落札者には、売買契約に関するご案内を文書で通知します。

(2) 売買契約締結にあたり、次の書類を契約の手続きを行う各物件の管轄先(52～53ページ)へ提出していただきます。

① 誓約書(21ページ)

② 住民票抄本(マイナンバーの記載がないもの)【個人の場合】

③ 現在事項全部証明書【法人の場合】

④ 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)

(3) 売買契約の締結期限は、令和8年12月11日(金)です。(農地法の手続きを要する物件を除く。)

(4) 農地法の手続きを要する物件については、落札者の決定の日から30日以内に、落札者と当局との連名(許可申請等に要する費用は落札者の負担となります。)で、県知事又は農業委員会へ農地法の届出又は許可申請を行い、それらの許可等の後に売買契約の手続きを行います。

売買契約締結期限は、売買代金の支払い方法により次のとおりです。

① 契約保証金方式(14.売買代金の支払い方法(1)②)・・・令和9年2月19日(金)

② 一括払い方式(14.売買代金の支払い方法(1)①)・・・令和9年3月12日(金)

(5) それぞれの期限までに売買契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんのでご注意ください。

(6) 落札者の決定を保留し、入札参加資格の確認に時間を要することとなった場合には、契約締結期限を別途通知します。

(7) 売買契約及び所有権移転登記は入札書に記載された入札者名義で行います。落札後の変更(持分の変更、法人から個人への変更等を含む)はできません。

(8) 売買契約書(案)は、22～25ページをご参照ください。

(9) 売買代金以外に、売買契約書(国保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税(14ページ)等、本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は落札者の負担となりますので、併せてご用意ください。

(参考)【収入印紙税額】

※契約金額10万円超については、軽減措置後の金額(令和9年3月31日まで)

契約金額(売買代金)	印紙税額	契約金額(売買代金)	印紙税額
1万円以上 10万円以下	200円	500万円を超え 1000万円以下	5千円
10万円を超え 50万円以下	200円	1000万円を超え 5000万円以下	1万円
50万円を超え 100万円以下	500円	5000万円を超え 1億円以下	3万円
100万円を超え 500万円以下	1千円	1億円を超え 5億円以下	6万円

14. 売買代金の支払い方法

(1) 売買代金の支払い方法は、一括払い方式と契約保証金方式の2通りがあります。(50ページ)

① 一括払い方式

売買契約締結と同時に、売買代金から入札保証金を除いた金額を納付する支払い方法です。

② 契約保証金方式

契約保証金を納付のうえ売買契約を締結し、売買契約書に定める日までに、売買代金を国が発行する納入告知書により納付する支払い方法です。

契約保証金は、売買代金の100分の10以上(円未満切上げ)に相当する金額となります。入札にあたり納付された入札保証金は契約保証金に充当できますので、入札保証金との差額を納付していただきます。

売買契約締結後、契約締結日を含めて20日以内に、売買代金から契約保証金を除いた金額を国が発行する納入告知書により納付していただきます。

(2) 他省庁が所管している財産の場合

以下の物件は、所管省庁が発行する納入告知書による支払い方法(上記(2)契約保証金方式)に限られます。

物件番号 002、801 厚生労働省(厚生局)所管財産

物件番号 003、004、404、410、708 厚生労働省(労働局)所管財産

(3) 農地法の届出又は許可が必要な物件の場合

令和9年2月19日(金)までに契約締結ができない場合は、売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する支払い方法(上記(1)一括払い方式)のみとなります。

(4) 売買代金及び契約保証金の納付にかかる注意事項

① 一括払い方式の場合の売買代金は、現金又は金融機関振出小切手の持参により納付することができます。

(注1) 金融機関振出小切手は、電子交換所に加盟している金融機関店舗を支払場所とする自己あて小切手(振出人、支払人とも同一金融機関店舗)で持参人払いの小切手に限ります。金融機関の店舗によっては、電子交換所に加盟していない場合がありますので、必ず利用される金融機関に加盟の有無を確認してください。

(注2) 紙の小切手については、令和9年3月までに利用や交換が廃止される予定となっています。小切手を使用される場合は、必ず利用される金融機関に利用の可否を確認してください。

- ② 契約保証金は、現金の持参若しくは当局から交付を受けた振込依頼書による振込みにより納付することができます。

振込みにより納付する場合には、落札後に当局から交付を受けた所定の「振込依頼書」(3連複写)を用いて最寄の金融機関窓口から、契約締結日の前日午前中までに当局の指定する口座に振込んでください。

ア ゆうちょ銀行からの振込みはできません。

イ ATM、インターネットバンキングによる振込みはできません。

ウ 振込手数料は落札者の負担となります。

エ 金融機関から受領した取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書(財務局提出用)」を提出してください。

- ③ 契約保証金方式について、売買契約締結の日から起算して20日目が土曜日、日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が売買代金の納付期限となります。

納付期限までに売買代金が納付されなかった場合、契約は解除となり、契約保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんので、ご注意ください。

- ④ 売買代金の分割納付はできません。

15. 所有権の移転等

- (1) 売買代金が納付されたときに所有権が移転し、所有権が移転したときに、物件の引渡しがあったものとします。(現地での引渡しは行いません。)

なお、所有権移転までの間、使用又は収益することはできません。

- (2) 所有権の移転登記は、売買代金全額の納付を確認後、国が行い、登記が完了次第、登記識別情報通知をお送りします。なお、中間省略登記はできません。

- (3) 未登記の建物については、国において登記手続きは行いません。建物の表題登記及び所有権保存登記が必要なときは、買受人において登記を申請してください。

その際に発生するすべての費用(図面作成等)については、買受人の負担となります。

- (4) 所有権の移転登記と同時に抵当権設定登記を行いたい方は、あらかじめ各物件の管轄先(52～53ページ)にご相談ください。

- (5) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。登録免許税の概算額については、各物件の管轄先(52～53ページ)へお問い合わせください。

(参考) 登録免許税の計算方法

登録免許税額＝課税標準価格(※)×税率

(※)課税標準価格は、通常、固定資産課税台帳登録価格となります。

国有財産については固定資産税が非課税で固定資産課税台帳登録価格がありませんので、物件の所在する市町村等に仮の固定資産課税台帳登録価格の設定を依頼します。

①土地の場合

課税標準価格×税率(1000分の15[令和11年3月31日まで軽減措置中])

②建物の場合

課税標準価格×税率(1000分の20(※))

(※)個人が、自己の居住用に、家屋やマンションを取得した場合の移転登記については、市町村長の証明書を添付することで軽減税率(1000分の3[令和9年3月31日まで軽減措置中])の適用を受けることができる場合があります。詳細は、各物件の管轄先(52～53ページ)へお問い合わせください。

16. 契約内容等の公表

(1) 開札後速やかに、中国財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

- ・所在地(マンションの場合は住居表示)
- ・マンション名・部屋番号(マンションの場合のみ)
- ・登記地目(建物付土地の場合は登記地目及び種類)
- ・面積(建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積)
- ・応札者数 ・開札結果 ・都市計画区域 ・用途地域 ・建蔽率 ・容積率

(2) 落札者との売買契約締結後速やかに、中国財務局のホームページに上記(1)に加え、その契約内容に係る次に掲げる情報を公表します。

- ・契約年月日 ・契約金額 ・不落等随契の有無
- ・契約相手方の法人・個人の別(契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名)
- ・契約相手方の業種(契約相手方が法人の場合のみ)
- ・価格形成上の減価要因(国の予定価格(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第80条の規定に基づき定める予定価格)の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物の解体撤去を減価要因とした場合のその要因)

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

17. 個人情報の取扱い

入札参加のために提出された個人情報は、入札参加資格(暴排関係)の確認のための警察当局への照会を含み、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。

18. 開札の結果、落札に至らなかった物件の先着順による売却

落札に至らなかった物件は、原則「すぐに購入できる物件」として、先着順により売却を実施します。

詳細については、後日、中国財務局のホームページ等でお知らせします。

また、買受希望者(売払申請者)については、入札要領第8条の規定が準用され、買受資格(暴排関係)の確認のため、警察当局へ個人情報を照会します。

19. 契約不適合

(1) 売買契約締結後、引渡しの日から2年以内に、購入した物件に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)を発見した場合は、速やかに契約手続きを行った各物件の管轄先(52～53ページ)までお申し出ください。

- (2) 上記(1)の申し出を受け、国が契約不適合にあたりと判断した場合には、国(原因者を含む。)と買受人が地下埋設物、土壌汚染等の是正のための工事内容について、事前に協議を行ったうえで、国(原因者を含む。)又は買受人において地下埋設物、土壌汚染等の是正を行います。
- (3) 国(原因者を含む。)と買受人との協議の結果、買受人において是正することとなった場合には、是正に要したと国が認める費用を国が支払います。
- 費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。
- ① 費用の根拠となる挙証資料を提出していただきます。
- (注) 挙証資料とは、以下の資料をいいます。
- ア 地下埋設物、土壌汚染等の是正範囲を特定するための資料(土地利用計画図、建物設計図等)
- イ 工事内容を確認する資料(工事見積書、工事請負契約書等)
- ウ その他国が指定する資料(工程写真、産業廃棄物管理票(マニフェスト)、作業日報等)
- ② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料(挙証資料)に基づく請求額には至らない場合があります。
- (注) 費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定しますので、算定に当たり相応の時間を要することをあらかじめご了承ください。
- ③ さらに、費用の支払いは、売買代金の額が限度となり、売買代金を上回る費用の支払いはできません。(国有財産売買契約書(案)の契約不適合責任に関する条項を参照)
- ④ 費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算要求が必要となり、措置されるまで相応の時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 国において是正することとなった場合には、撤去工事等に着手するまでに相当の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

20. 旧氏(旧姓)の使用について

- (1) 入札参加にあたって、旧氏(旧姓)の使用を希望される場合は、旧氏を単記(※1)または併記(※2)することができます。
- (※1)単記とは、入札者等の氏名欄において、旧氏のみを記載することをいいます。
- (※2)併記とは、入札者等の氏名欄において、戸籍の氏に加えて括弧書き等で旧氏を記載することをいいます。
- (例) 財務花子が国有花子に氏を変更した場合: 国有(財務)花子
- (2) 旧氏を使用する場合は、入札参加資格(暴排関係)の確認のため、氏名を証明する書類(旧氏を記載した住民票の写し、マイナンバーカード表面の写し等の公的な証明書類)も併せて提出してください。

※ご不明な点につきましては、中国財務局管財部統括国有財産管理官(第一部門入札担当: 53ページ)へお問い合わせください。

Ⅱ 入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上、入札に参加してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第4条 入札は、中国財務局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れたうえで封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒に入れ、入札受付期間令和8年10月15日(木)から10月26日(月) (午後5時当局必着)までに中国財務局管財部統括国有財産管理官(第一部門)あて簡易書留郵便により郵送又は持参によって提出しなければなりません。

2 入札締切日時までに到達しない入札は無効となりますので、郵送にあたってはお気をつけください。

第5条 入札者は、入札する前に入札保証金として、各自の入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を中国財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、中国財務局の口座(口座番号等:振込依頼書記載のとおり)に振込(入金)してください。その際、受領した「保管金受入手続添付書(財務局提出用)」を入札保証金提出書(2連複写)の2枚目の入札保証金振込証明書に貼付し、提出してください。

保管金受入手続添付書の貼付がないと中国財務局の口座に入金されていても入札は無効となります。

2 入札保証金は1物件ごとに別葉の振込依頼書により振り込んでください。

3 振込依頼書には、入札書に記載されている物件番号を必ず記入してください。

4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

第6条 入札書の記載にあたっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入してください。

2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座(入札者と同一名義に限る)へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号、口座名義人を正確に記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札書に入札者の住所、氏名の記入のないもの
- 3 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入のないもの
- 4 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 5 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 6 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
- 7 第5条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの
- 8 第5条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの
- 9 入札保証金を受付期間締切日時までに差し出さないもの
- 10 納付した入札保証金の額が、入札金額の100分の5(円未満切上)に達しないもの
- 11 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
- 12 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- 13 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定並びに国有財産法第16条の規定に該当する者が入札したもの
(予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は20ページ)

14 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

(1) 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

(注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

(2) 次のいずれかに該当するとき

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) (1)、(2)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

15 入札関係書類に虚偽の記載があるもの

16 入札関係書類が受付期間締切日時までに到達しないもの

17 法人による入札の場合で「役員一覧」の提出がないもの

第9条 開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。

なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。

第10条 落札者は、最低売却価格以上で有効かつ最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で有効かつ最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請がある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を保留するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。

第8条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者(警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。)のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを保留します。

第11条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後速やかに中国財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

所在地(マンションの場合は住居表示。第17条第1項において同じ。)、マンション名・部屋番号(マンシ

ョンの場合のみ。第17条第1項において同じ。)、登記地目(建物付土地の場合は登記地目及び種類。第17条第1項において同じ。)、面積(建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。第17条第1項において同じ。)、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第12条 非居住者〔外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。〕が落札者となった場合で、外国為替令(昭和55年政令第260号)第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第13条 入札保証金は、落札者を除き、第6条第2項に規定する方法により速やかにこれを返還します。

なお、落札者の入札保証金は、売買代金及び第15条に規定する契約保証金へ充当することができます。

2 落札者の決定を保留した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の返還を保留します。

ただし、開札後、当該物件の入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を返還します。

第14条 落札者が落札決定の日から令和8年12月11日(金)までに契約を締結しない場合(落札者の決定を保留した場合及び農地法(昭和27年法律第229号)の届出又は許可が必要な物件を除く)には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできません。

2 農地法の届出又は許可が必要な物件は、農地法第3条又は第5条の規定に基づく許可申請や届出を、落札者の負担で落札決定の日から30日以内に行わなければなりません。

なお、正当な理由なく期限内に許可申請等を行わなかった場合や、許可が得られずに売買契約が締結できない場合及び許可後又は届出受理後、令和9年3月12日(金)までに契約を締結しない場合には、落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできません。

第15条 落札者は、契約を締結しようとするとき、第13条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の100分の10以上(円未満切上)に相当する金額を、現金により納付、若しくは、中国財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、中国財務局の口座に振込(入金)しなければなりません。

第16条 前条の契約保証金は、売買代金に充当することができます。

ただし、売買契約締結日と売買代金支払日の年度が異なる取扱いはできません。第14条第2項の農地法の届出又は許可が必要な物件の契約において、契約保証金を充当する支払い方法を選択する場合は令和9年2月19日(金)までに、契約を締結しなければなりません。

第17条 落札者との売買契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を中国財務局のホームページに公表します。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別(契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名)、契約相手方の業種(契約相手方が法人の場合のみ)、価格形成上の減価要因(国の予定価格(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。))の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。)、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

2 第11条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第18条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。

【参 考】

○ 予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2）公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- （6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- （7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国 有 財 産 法 （抄）

（職員の行為の制限）

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （2）暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- （6）暴力団員 暴力団の構成員をいう。

Ⅲ 契約締結時参考資料

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当法人

は、国と国有財産売買契約を締結するにあたり、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

(分任) 契約担当官 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

国有財産売買契約書(案)

売払人国（以下「甲」という。）と買受人 落札者（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所 在 地	区 分	数 量	摘 要

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

（建物付土地の場合のみ、国が算定した消費税及び地方消費税相当額を記載します。）

第2条 売買代金は、金（落札金額）円（うち消費税及び地方消費税相当額 金 円）とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として金（**売買代金の1割以上**）円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金（**入札保証金**）円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

（落札金額と契約保証金との差額）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲の発行する納入告知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）（契約の日から起算して20日以内）

第5条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に引き渡しがあったものとする。

（特約条項）

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙1）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

（契約不適合責任）

第8条の2 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

(1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。

(3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

4 第8条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

（危険負担）

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第10条 乙は、売買物件を本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第11条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買契約代金の1割）円

(2) 第10条に定める義務に違反したときは、金（売買契約代金の3割）円

2 前項の違約金は、第13条第4項及び第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第19条 乙は、本契約締結後、別紙2に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第20条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、中国財務局・〇〇財務事務所・〇〇出張所所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 国
(分任) 契約担当官

⑨

買受人 住 所 (所在地)
氏 名 (名称)

⑨

(注) 売買契約と同時に売買代金全額を一括納付していただく場合は、関連条項を削除又は所要の修正を行います。

別 紙 1（物件調書等）

※ その他、図面等資料（第 1 条第 2 項関係）が添付されます。

別 紙 2（第19条関係）

- ・所在地（マンションの場合は住居表示）
- ・マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）
- ・登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）
- ・面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）
- ・応札者数
- ・開札結果
- ・不落等随契の有無
- ・契約年月日
- ・契約金額
- ・契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）
- ・契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- ・価格形成上の減価要因
- ・都市計画区域
- ・用途地域
- ・建蔽率
- ・容積率

IV 具体的な入札手続き

ページ

STEP 1

必要な入札関係書類の確認

... 27



まずは、入札にあたり、どの書類が必要なのか確認してください。
タイプ判断がありますのでご利用ください。

STEP 2

記 載 例

... 28



必要な書類を、記載例を参考に実際に記入していきましょう。

STEP 3

作 成 書 類 の チ ェ ッ ク

... 44



書き忘れなどがあると無効になる場合があります。
作成書類のチェックをしてから提出しましょう。

STEP 4

提 出 方 法

... 46



提出方法は、郵送と持参の2通りあります。
受付締切日の午後5時必着ですので、お気をつけください。

提出書類に不備が無ければ・・・

入札受付完了！

お問い合わせの前に・・・

参照 1

よくあるご質問(Q & A)

... 47

参照 2

落札者の決定方法

... 49

参照 3

売買代金の支払い方法

... 50

STEP 1

必要な入札関係書類の確認

まずは、入札にあたり、ご自身がどのタイプなのか下記の「1.タイプ判断」で確認の上、「2.タイプ別必要書類」で提出に必要な書類を確認してください。

なお、ご不明な点がございましたら、52ページの「局所別管轄物件・現地見学会 一覧」に記載の担当局所へお問い合わせください。

お問い合わせ先、下記㉗～㉙の書類(用紙)の入手先の所在地・電話番号等は53ページ「局所別お問い合わせ先一覧」のとおりです。

※下記㉗、㉘～㉙の書類(用紙)については、中国財務局ホームページからダウンロードできます。
(<https://lfb.mof.go.jp/chugoku/kanzai/gennzaikouji.html>)

1. タイプ判断

必要書類の作成は、
29～43ページの
記載例を参考にし
てください。

単独名義でまたは共有名義で入札する

単独名義

共有名義

個人または法人で
入札する

個人または法人で
入札する

個人

法人

個人

法人

A
タイプ

B
タイプ

C
タイプ

D
タイプ

代理人

2. タイプ別必要書類

必要書類 \ タイプ		単独名義で入札		共有名義で入札		代理人で 入札
		個人	法人	個人	法人	
㉗	入札書	○	○	○	○	A～Dタイプ の必要書類 に加え「委 任状」をご 用意くださ い。
㉘	入札書提出用封筒(水色)	○	○	○	○	
㉙	入札保証金提出書(2連複写)	○	○	○	○	
㉚	振込依頼書(3連複写)	○	○	○	○	
㉛	入札関係書類提出用封筒(茶色)	○	○	○	○	
㉜	役員一覧	×	○	×	○	○
㉝	入札保証金の振込依頼人及び 返還預貯金口座について	×	×	○	○	
㉞	委任状	×	×	×	×	
㉟	委任者の印鑑証明書	×	×	×	×	○
記載例		29～31 ^㉗ ～ジ	32～35 ^㉘ ～ジ	36～39 ^㉙ ～ジ		40～43 ^㉚ ～ジ

B, Cタイプを参考に作成してください。

次のページから具体的な記載例を掲載しています。
ご自身のタイプの書類を参照し、実際に記入してください。

※入札書等の作成にあたっては、ボールペン等消えない筆記用具
をご使用ください。(鉛筆不可)

記載例の見方

<単独名義（個人）による入札の記載例>

A タイプ

入 札 書（令和8年度第1回期間入札）

財務省中国財務局長 殿

※住所、氏名が、入札書と入札保証金提出書
とで異なる場合は、無効となります。

住所 広島市中区上八丁堀6番30号

入札者 氏 名 中 財 太 郎
(共有の場合：持分 /)

共有者 住 所

代理人 氏 名
(該当する場合は○
で囲んでください。)

必ず3ケタで記入

物件番号	0	0	1
------	---	---	---

金 額	十億	百万	千	円
	¥	5	6	8 0 0 0 0 0

必ず金額の頭に¥マークを記入 右詰めで記入

破線は、記入が必要な箇所です。

記入時の注意点を明記しています。

注意項目もご熟読ください。

国有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

(注意)

- 1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 2 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人にあつては、法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有の場合は共有者欄にも記入してください。
- 3 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記入してください。
- 4 物件番号欄には、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記入してください。
- 5 入札金額は算用数字ではっきりと右詰めで記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。
- 6 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
- 7 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
- 8 上記必要事項の記入がない場合、又は入札金額が訂正されている場合は、入札が「無効」となります。
- 9 旧氏を併記される方は、氏名の欄に、戸籍の氏に加えて、括弧書きで旧氏も記入してください。

入 札 書 （令和8年度第1回期間入札）

財務省中国財務局長 殿

※住所、氏名が、入札書と入札保証金提出書とで異なる場合は、無効となります。

入札者	住 所	広島市中区上八丁堀6番30号
	氏 名	中財 太郎 (共有の場合：持分 /)
共有者 ・ 代理人	住 所	
	氏 名	(共有の場合：持分 /)

〔該当する場合は○で囲んでください。〕

必ず3ケタで記入

物件番号	0	0	1
金 額	十億	百万	千 円
	¥	5	6
		8	0
		0	0
		0	0
		0	0

必ず金額の頭に¥マークを記入

右詰めで記入

国有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

(注意)

- 1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 2 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有の場合は共有者欄にも記入してください。
- 3 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記入してください。
- 4 物件番号欄には、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記入してください。
- 5 入札金額は算用数字ではっきりと右詰めで記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。
- 6 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
- 7 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
- 8 上記必要事項の記入がない場合、又は入札金額が訂正されている場合は、入札が「無効」となります。
- 9 旧氏を併記される方は、氏名の欄に、戸籍の氏に加えて、括弧書きで旧氏も記入してください。

<単独名義（個人）による入札の記載例>

A タイプ

第6-1号様式(1片) 2枚目(入札保証金振込証明書)についても提出

入 札 保 証 金 提 出 書

中国財務局

契約担当官

歳入歳出外現金出納官吏 殿 提出年月日(郵送による場合は発送日)を記入

提出年月日	令和8年10月15日	
入 札 者		共有者・代理人(該当する場合は○で囲んで下記へ記入してください。)
住 所	〒 730-8520 広島市中区上八丁堀6番30号	〒 - ※住所、氏名が、入札書と入札保証金提出書とで異なる場合は、無効となります。
TEL	(082) 221-9221	() -
携帯電話	(000) 0000-0000	() -
必ずフリガナを記入 氏 名	フリガナ チュウザイ タロウ 中財 太郎 (共有の場合:持分 /)	フリガナ (共有の場合:持分 /)
性 別	男 ☒ 女 ☐	男 ☐ 女 ☐
生年月日	大正・昭和・平成・令和 50年 10月 10日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

入札書と一致

振込金額	¥ 2,840,000 -	物件番号	0 0 1
------	---------------	------	-------

※入札保証金の額を記入

※金融機関で振り込んだ金額を記入してください(入札金額ではありません)。
※金額の訂正は、無効となります。書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座へ振り込んでください。

振 込 先	銀行等	金融機関名	ゆうちょ銀行以外の金融機関を利用される場合は、33ページをご参照ください。	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他	
		預金の種類	普通預金・当座預金・その他()	本店・支店・出張所・営業部	
	ゆうちょ銀行	口座番号	番号を右詰めで記入してください。		
		記号・番号	1 2 3 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 8	番号を右詰めで記入してください。	
必ずフリガナを記入 口座名義人氏 名		フリガナ チュウザイ タロウ 中財 太郎	入札者の氏名と一致		

(注意)

- ①「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
- ②ゆうちょ銀行の通常預金総合口座(記号・番号の記号が1から始まるもの)以外とインターネットバンキングの口座は、振込みができません。
- ③振込先の「口座名義人氏名」欄は、必ず記入してください。法人の場合には代表者名の記入は不要です。
- ④2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した保管金受入手続添付書(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。
- ⑤法人による入札の場合は、別紙「役員一覧」を提出してください。

<単独名義（個人）による入札の記載例>

A タイプ

取扱店へ のお願い ○依頼人の名の上に、必ず振込依頼番号を入れて打電してください。 ○振込依頼書の空欄は、詰めて打電してください。 ○収納日の翌営業日に振込先金融機関へ振り込む場合は、備考欄にその旨記載してください。	振込日を記入		振込日 令和 8 年 1 0 月 1 5 日		科目 電信 扱		手数料	
	振込先金融機関		振込依頼書(兼入金伝票)		科目		金額	
	振込先金融機関 広島信用金庫八丁堀支店		金額		金額		金額	
	振込先金融機関 当座 口座番号 0 0 1 3 9 8 3		金額		金額		金額	
受取人	預金目		口座名		現金		金額	
	(フリガナ) チュウゴクザイム		(漢字) 中国財務		現金		金額	
依頼人	振込依頼番号		物件番号		備考		金額	
	0 8 0 1 0 0 1		0 0 1		入札案内書の入札物件一覧表に記載されている物件番号(3ケタ)を記入		金額	
個人名又は法人名		住所		備考		金額		
(フリガナ) チュウザイ タロウ 中財 太郎 様		〒730-8520 (電話) 082-221-9221 広島市中区上八丁堀6番30号		備考		金額		

- (注) 1. 入札保証金は、各自の入札金額の100分の5以上(円未満切上)となります。
2. ゆうちょ銀行からの振込みはできません。
3. A T M及びインターネットバンキングによる振込みは無効となります。

この振込依頼書を使って振り込みます。
1枚目は金融機関用です。

1枚目

2枚目

3枚目

2、3枚目は持ち帰り、
2枚目は貼付け用、
3枚目は控えとして
お持ちください。

<1枚目>

第6-1号様式(1片) 入札保証金提出書

中国財務局 契約担当官 歳入歳出外現金出納官 殿

提出年月日 令和 年 月 日

入札者 共有者・代理人(捺印する場合は)併せて記入してください

住所 〒 -

TEL () - () -

携帯電話 () - () -

フリガナ

氏名 (共有の場合: 持分 /) (共有の場合: 持分 /)

性別 男 女 男 女

生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日

※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

振込金額 ¥ 物件番号

振込先 金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合 本店・支店・出張所・営業部

預金の種類 普通預金・当座預金・その他 ()

口座番号 番号を右詰めで記入してください。

ゆうちょ銀行 記号・番号 1 0 - 番号を右詰めで記入してください。

口座名義人 氏名

(注) ①「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
②ゆうちょ銀行の通帳番号(金融機関名・記号・番号の記号が1から始まるもの)以外とインターネットバンキングの口座は、振込みができません。
③振込先の「口座名義人氏名」欄は、必ず記入してください。法人の場合は代表者名を記入は不要です。
④2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した「保管金受入手続添付書」(財務局提出用)を、この枠内に左上をそろえて図面をのり付けして、確実に貼り付けてください。
⑤法人による入札の場合は、別紙「役員一覧」を提出してください。

<2枚目>

第6-1号様式(2片) 入札保証金振込証明書

中国財務局 歳入歳出外現金出納官 殿

提出年月日 令和 年 月 日

入札者 共有者・代理人(捺印する場合は)併せて記入してください

住所 〒 -

TEL () - () -

携帯電話 () - () -

フリガナ

氏名 (共有の場合: 持分 /) (共有の場合: 持分 /)

性別 男 女 男 女

生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日

※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として納付しました。

振込金額 ¥ 物件番号

金融機関の証明書(保管金受入手続添付書)の貼付箇所

入札保証金を財務局の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」(財務局提出用)を、この枠内に左上をそろえて図面をのり付けして、確実に貼り付けてください。

振込依頼書の2枚目を貼付けてください。

令和 年 月 日

上記の入札保証金は受入済であることを証明する。

中国財務局歳入歳出外現金出納官 財務事務官 (印)

入 札 書 （令和8年度第1回期間入札）

財務省中国財務局長 殿

※住所、氏名が、入札書と入札保証金提出書とで異なる場合は、無効となります。

住所	広島市中区上八丁堀6番15号
入札者	
氏 名	中財株式会社 代表取締役 中財 太郎 (共有の場合：持分 /)
法人名、代表者の役職名・氏名を記入	
住所	
共有者・代理人	
氏 名	(共有の場合：持分 /)
(該当する場合は○で囲んでください。)	

必ず3ケタで記入

物件番号	0	0	1					
金 額	十億	百万	千	円				
	¥	5	6	8	0	0	0	0

必ず金額の頭に¥マークを記入

右詰めで記入

国有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

(注意)

- 1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 2 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有の場合は共有者欄にも記入してください。
- 3 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記入してください。
- 4 物件番号欄には、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記入してください。
- 5 入札金額は算用数字ではっきりと右詰めで記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。
- 6 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
- 7 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
- 8 上記必要事項の記入がない場合、又は入札金額が訂正されている場合は、入札が「無効」となります。
- 9 旧氏を併記される方は、氏名の欄に、戸籍の氏に加えて、括弧書きで旧氏も記入してください。

<単独名義（法人）による入札の記載例>

B タイプ

第6-1号様式(1片) 2枚目(入札保証金振込証明書)についても提出

入 札 保 証 金 提 出 書

中国財務局

契約担当官

歳入歳出外現金出納官吏 殿 提出年月日(郵送による場合は発送日)を記入

提出年月日	令和8年10月15日	
入 札 者		共有者・代理人(該当する場合は○で囲んで下記へ記入してください。)
住 所	〒 730-8520 広島市中区上八丁堀6番15号	〒 - ※住所、氏名が、入札書と入札保証金提出書とで異なる場合は、無効となります。
TEL	(082) 221-9221	() -
携帯電話	(000) 0000-0000	() -
必ずフリガナを記入 氏 名	フリガナ チュウサイカブシカイシャ チュウサイタロウ 中財株式会社 代表取締役 中財 太郎 (共有の場合:持分 /)	フリガナ (共有の場合:持分 /)
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

入札書と一致

振込金額	¥ 2,840,000 -	※入札保証金の額を記入
物件番号	0 0 1	

※金融機関で振り込んだ金額を記入してください(入札金額ではありません)。

※金額の訂正は、無効となります。書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座へ振り込んでください。

振 込 先	金融機関名	中国財務	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他
		八丁堀	本店・支店・出張所・営業部
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他() 該当箇所を○で囲む	
	口座番号	1 2 3 4 5 6 番号を右詰めで記入してください。	
ゆうちょ銀行	記号・番号	1 0 - ゆうちょ銀行を利用される場合は、30ページをご参照ください。	番号を右詰めで記入してください。
必ずフリガナを記入 口座名義人氏 名		フリガナ チュウサイカブシカイシャ 中財株式会社	入札者の氏名(法人名)と一致

(注意)

①「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。

②ゆうちょ銀行の通常預金総合口座(記号・番号の記号が1から始まるもの)以外とインターネットバンキングの口座は、振込みができません。

③振込先の「口座名義人氏名」欄は、必ず記入してください。法人の場合には代表者名の記入は不要です。

④2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した保管金受入手続添付書(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。

⑤法人による入札の場合は、別紙「役員一覧」を提出してください。

<単独名義（法人）による入札の記載例>

B タイプ

取扱店へ のお願い	振込日を記入		科目	
	国有財産入札保証金		振込依頼書（兼入金伝票）	
	依頼日	令和 8 年 1 0 月 1 5 日	電信 扱	手数料
	振込先 金融機関	広島信用金庫八丁堀支店		金額
	受取人 預金目 口座番号	当座	0 0 1 3 9 8 3	金額
	口座名	(フリガナ) チュウゴクザイム (漢字) 中国財務		現金
	振込額	年度 第回	物件番号	備考
		0 8 0 1	0 0 1	入札案内書の入札物件一覧表に 記載されている物件番号（3ケタ）を記入
	個人名 又は 法人名	(フリガナ) チュウザイ カブシキガイシャ 中財株式会社 様		
	住所	〒730 - 8520 (電話) 082 - 221 - 9221 広島市中区上八丁堀6番15号		

- (注) 1. 入札保証金は、各自の入札金額の100分の5以上（円未満切上）となります。
2. ゆうちょ銀行からの振込みはできません。
3. A T M及びインターネットバンキングによる振込みは無効となります。

この振込依頼書を使って振り込みます。1枚目は金融機関用です。

1枚目

2枚目

3枚目

2、3枚目は持ち帰り、2枚目は貼付け用、3枚目は控えとしてお持ちください。

< 1枚目 >

第6-1号様式（1月）

入札保証金提出書

中国財務局 契約担当官 蔵入歳出外現金出納官 蔵

提出年月日 令和 年 月 日

入札者 共有者・代理人 (捺印する欄は必ず記入してください)

住所 〒 - - - - -

T E L () - () -

携帯電話 () - () -

フリガナ

氏名 (共有の場合：持分 /) (共有の場合：持分 /)

性別 男 ・ 女 男 ・ 女

生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日

※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

振込金額 円 物件番号

振込先 金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他

振込先 振込の種別 普通預金・当座預金・その他 ()

口座番号 番号を右詰めで記入してください。

先 ゆうちょ銀行 記号・番号 1 0 - 番号を右詰めで記入してください。

口座名義人 氏名

(注意)

①「金融機関名」「振込の種別」欄の該当する項目を○で囲んでください。
②ゆうちょ銀行の通算貯蓄金口座（記号・番号の記号が1から始まるもの）以外とインターネットバンキングの口座は、振込みできません。
③振込先の「口座名義人氏名」欄は、必ず記入してください。法人の場合は代表者名の記入は不要です。
※2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受取した保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。
④法人による入札の場合は、別紙「役員一覧」を提出してください。

< 2枚目 >

第6-1号様式（2月）

入札保証金振込証明書

中国財務局 蔵

提出年月日 令和 年 月 日

入札者 共有者・代理人 (捺印する欄は必ず記入してください)

住所 〒 - - - - -

T E L () - () -

携帯電話 () - () -

フリガナ

氏名 (共有の場合：持分 /) (共有の場合：持分 /)

性別 男 ・ 女 男 ・ 女

生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日

※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として納付しました。

振込金額 円 物件番号

金融機関の証明書（保管金受入手続添付書）の貼付箇所

入札保証金を財務局の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」（財務局提出用）を、この枠内に左上をそろえて周囲をのり付けして、確実に貼り付けてください。

令和 年 月 日

上記の入札保証金は受入済であることを証明する。

中国財務局蔵入歳出外現金出納官 蔵

財務事務官 (印)

振込依頼書の2枚目を貼付けてください。

※法人による入札の場合は、本紙を作成し提出してください。

役員一覧

物件番号

0	0	1
---	---	---

必ず記入してください。

法人名の記入漏れに注意

○印で囲む

法人名		中財株式会社				
NO	役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	〒	住 所
1	代表取締役	チュウサイ タロウ 中財 太郎	大・昭・平 31・10・10	男	730-8520	広島市中区上八丁堀6番30号
2	取締役	チュウサイ ハナコ 中財 花子	大・昭・平 35・10・1	女	730-8520	広島市中区上八丁堀6番30号
3	取締役	サイム シロウ 財務 次郎	大・昭・平 40・12・15	男	737-0051	呉市中央3丁目9番15号
4	取締役	サイム サブロー 財務 三郎	大・昭・平 45・9・30	男	753-8526	山口市河原町6番16号
5	監査役	コクウ コロウ 国有 五郎	大・昭・平 40・11・7	男	700-8555	岡山市北区桑田町1番36号
6		必ずフリガナを記入	大・昭・平 .		-	
7			大・昭・平 .		-	
8	●当該回次で複数物件応札される場合は、記入されたもののコピーでもかまいません。その場合は、物件番号の記入誤りが無いようご注意ください。 ●本用紙に全役員を記入できない場合は、用紙をコピーしていただき、記入漏れの無いようご注意ください。					
9			.		-	
10			大・昭・平 .		-	

本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合にはその者を含む。）全員を記載すること。

旧氏を併記される方は、氏名の欄に、戸籍の氏に加えて、括弧書きで旧氏も記入してください。

※役員一覧を添付しない法人の入札は 無効 となりますので注意してください。

※虚偽記載が判明したものは 無効 となりますので注意してください。

入 札 書 （令和8年度第1回期間入札）

財務省中国財務局長 殿

共有者が3名以上の場合は、別途用紙が必要になりますので、財務局等へお問い合わせください。(53ページ)

※住所、氏名が、入札書と入札保証金提出書とで異なる場合は、無効となります。

住 所 広島市中区上八丁堀6番30号

入札者

法人の場合は、法人名、代表者の役職名・氏名を記入

氏 名 中財 太郎
(共有の場合：持分 1/2)

共有者を○で囲む

住 所 広島市中区上八丁堀6番30号

代理人

(該当する場合は○で囲んでください)

氏 名 中財 花子
(共有の場合：持分 1/2)

必ず3ケタで記入

それぞれの持分を必ず記入

物件番号	001			
金 額	十億	百万	千	円
	¥	56,800,000		

必ず金額の頭に¥マークを記入

右詰めで記入

国有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

(注意)

- 1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 2 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有の場合は共有者欄にも記入してください。
- 3 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記入してください。
- 4 物件番号欄には、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記入してください。
- 5 入札金額は算用数字ではっきりと右詰めで記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。
- 6 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
- 7 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
- 8 上記必要事項の記入がない場合、又は入札金額が訂正されている場合は、入札が「無効」となります。
- 9 旧氏を併記される方は、氏名の欄に、戸籍の氏に加えて、括弧書きで旧氏も記入してください。

<共有名義（個人）による入札の記載例>

C タイプ

第6-1号様式(1片) 2枚目(入札保証金振込証明書)についても提出

入 札 保 証 金 提 出 書

中国財務局

契約担当官

※住所、氏名が、入札書と入札保証金提出書とで異なる場合は、無効となります。

歳入歳出外現金出納官吏 殿 提出年月日(郵送による場合は発送日)を記入

提出年月日	令和8年10月15日	
入 札 者 共有者を○で囲む 共有者・代理人(該当する場合は○で囲んで下記へ記入してください。)		
住 所	〒 730-8520 広島市中区上八丁堀6番30号	〒 730-8520 広島市中区上八丁堀6番30号
TEL	(082) 221-9221	(082) 221-9221
携帯電話	(000) 0000-0000	(000) 0000-0000
フリガナ、持分を必ず記入	フリガナ チュウザイ タロウ 氏 名 中財 太郎 (共有の場合:持分 1/2)	フリガナ チュウザイ ハナコ 氏 名 中財 花子 (共有の場合:持分 1/2)
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女
生年月日	大正(昭和)平成・令和 31年 10月 10日	大正(昭和)平成・令和 35年 10月 1日

※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

入札書と一致

振込金額	¥2,840,000-	物件番号	001
------	-------------	------	-----

※金融機関で振り込んだ金額を記入してください(入札金額ではありません)。

※金額の訂正は、無効となります。書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座へ振り込んでください。

振 込 先	金融機関名	中国財務	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他
	銀行等	八丁堀	本店・支店・出張所・営業部
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他() 該当箇所を○で囲む	
	口座番号	123456 番号を右詰めで記入してください。	
	ゆうちょ銀行 記号・番号	10	ゆうちょ銀行を利用される場合は、30ページをご参照ください。 番号を右詰めで記入してください。
必ずフリガナを記入 口座名義人氏 名		フリガナ チュウザイ タロウ 中財 太郎	

(注意)

- ①「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
- ②ゆうちょ銀行の通常預金総合口座(記号・番号の記号が1から始まるもの)以外とインターネットバンキングの口座は、振込みができません。
- ③振込先の「口座名義人氏名」欄は、必ず記入してください。法人の場合には代表者名の記入は不要です。
- ④2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した保管金受入手続添付書(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。
- ⑤法人による入札の場合は、別紙「役員一覧」を提出してください。

「入札保証金の振込依頼人及び返還預貯金口座について」の「共有者のうち代表者」の方が名義人となっている口座を記入してください。

C タイプ

(注) 1. 入札保証金は、各自の入札金額の100分の5以上(円未満切上)となります。
2. ゆうちょ銀行からの振込みはできません。
3. A T M及びインターネットバンキングによる振込みは無効となります。

2、3枚目は持ち帰り、
2枚目は貼付け用、
3枚目は控えとして
お持ちください。

3枚目

< 2枚目 >

第 6-1 号様式 (2 页)

入札保証金振込証明書

提出年月日	令和 年 月 日	
	入 札 者	共有者・代理人 (注)共有者は必ずしも本表に記入して頂く必要はありません。
	〒 [] [] - [] []	〒 [] [] - [] []
住 所		
T E L	() () - () ()	() () - () ()
携 帯 電 話	() () - () ()	() () - () ()
	フリガナ	フリガナ
氏 名		
	(共有の場合：持分 /)	(共有の場合：持分 /)
性 別	男 女	男 女
生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。

下記の金額を国庫有財産の入札保証金として納付しました。

振込金額 ¥ 	物件番号
※入札保証金の額を記入	

金融機関の証明書（保管金受入手続添付書）の貼付箇所

入札保証金を財務局の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」（財務局提出用）を、この枠内に左上をそろえて周囲ののり付けして、確実に貼り付けてください。

振込依頼
2枚目
付けてく

令和 年 月 日

上記の入札保証金は入金済みであることを証明する。
中国財務局に入金届出外現現金市納官吏
財政局長

- 38 -

入札保証金の振込依頼人及び返還預貯金口座について

共有者の合計を記入

私たち 2 名は、下記国有財産を共有で取得したいと考え一般競争入札に参加しますが、下記の者を代表者と定め、入札保証金の振込依頼人を代表者名義で行いました。

つきましては、返還金も代表者の預貯金口座にお願いします。

以上、相違ありません。

記

物件番号	<u>0 0 1</u>
財産所在地	<u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇</u>
区分・数量	<u>土地</u> ・ <u>〇〇〇. 〇〇</u> m ²

令和8年10月15日

共有者のうち代表者	住所	広島市中区上八丁堀6番30号
	氏名	中 財 太 郎 (持分 1/2)
	電話番号	082-221-9221
その他の共有者	住所	広島市中区上八丁堀6番30号
	氏名	中 財 花 子 (持分 1/2)
	電話番号	082-221-9221
	住所	
	氏名	(持分 /)
	電話番号	
	住所	
	氏名	(持分 /)
	電話番号	

(注1) 共有者のうち代表者となる者が「共有者のうち代表者」欄に記入し、その他の共有者は「その他の共有者」欄に各自が記入してください。

(注2) 旧氏を併記される方は、氏名の欄に、戸籍の氏に加えて、括弧書きで旧氏も記入してください。

入 札 書 （令和8年度第1回期間入札）

財務省中国財務局長 殿

※住所、氏名が、入札書と入札保証金提出書とで異なる場合は、無効となります。

住 所 広島市中区上八丁堀6番30号

入札者

法人の場合は、法人名、代表者の役職名・氏名を記入

氏 名 中財 太郎

(共有の場合：持分 /)

住 所 呉市中央3丁目9番15号

共有者

代理人を○で囲む

代理人

氏 名 財務 次郎

(共有の場合：持分 /)

該当する場合は○で囲んでください。

必ず3ケタで記入

物件番号	0	0	1
金 額	十億	百万	千 円
	¥	5	6
		8	0
		0	0
		0	0
		0	0

必ず金額の頭に¥マークを記入

右詰めで記入

国有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

(注意)

- 1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 2 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有の場合は共有者欄にも記入してください。
- 3 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記入してください。
- 4 物件番号欄には、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記入してください。
- 5 入札金額は算用数字ではっきりと右詰めで記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。
- 6 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
- 7 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
- 8 上記必要事項の記入がない場合、又は入札金額が訂正されている場合は、入札が「無効」となります。
- 9 旧氏を併記される方は、氏名の欄に、戸籍の氏に加えて、括弧書きで旧氏も記入してください。

<代理人による入札の記載例>

代理人

第6-1号様式(1片) 2枚目(入札保証金振込証明書)についても提出

入 札 保 証 金 提 出 書

中国財務局

契約担当官

歳入歳出外現金出納官吏 殿 提出年月日(郵送による場合は発送日)を記入

※住所、氏名が、入札書と入札保証金提出書とで異なる場合は、無効となります。

提出年月日	令和8年10月15日	
入 札 者		共有者(代理人)
代理人を○で囲む		該当する場合は○で囲んで下記へ記入してください。
住 所	〒 730-8520 広島市中区上八丁堀6番30号	〒 737-0051 呉市中央3丁目9番15号
TEL	(082) 221-9221	(0823) 21-6411
携帯電話	(000) 0000-0000	(000) 0000-0000
必ずフリガナを記入	フリガナ チュウザイ タロウ 氏 名 中財 太郎 法人の場合は、法人名、代表者の役職名・氏名を記入	フリガナ ザイム シロウ 氏 名 財務 次郎 (共有の場合:持分 /)
性 別	(男) ・ 女	(男) ・ 女
生年月日	大正(昭和)平成・令和 31年 10月 10日	大正(昭和)平成・令和 40年 12月 15日

※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

入札書と一致

振込金額	¥ 2,840,000 -	※入札保証金の額を記入
物件番号	0 0 1	

※金融機関で振り込んだ金額を記入してください(入札金額ではありません)。

※金額の訂正は、無効となります。書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座へ振り込んでください。

振 込 先	金融機関名	中国財務	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他
		八丁堀	本店・支店・出張所・営業部
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他()	該当箇所を○で囲む
	口座番号	1 2 3 4 5 6	番号を右詰めで記入してください。
ゆうちょ銀行	記号・番号	1 0 -	ゆうちょ銀行を利用される場合は、30ページをご参照ください。番号を右詰めで記入してください。
必ずフリガナを記入 口座名義人氏 名		フリガナ チュウザイ タロウ 中財 太郎	入札者の氏名(法人の場合は法人名)と一致

(注意)

- ①「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
- ②ゆうちょ銀行の通常預金総合口座(記号・番号の記号が1から始まるもの)以外とインターネットバンキングの口座は、振込みができません。
- ③振込先の「口座名義人氏名」欄は、必ず記入してください。法人の場合には代表者名の記入は不要です。
- ④2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した保管金受入手続添付書(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。
- ⑤法人による入札の場合は、別紙「役員一覧」を提出してください。

代理人

(注) 1. 入札保証金は、各自の入札金額の100分の5以上（円未満切上）となります。
2. ゆうちょ銀行からの振込みはできません。
3. A T M及びインターネットバンキングによる振込みは無効となります。

1 枚目

2枚目

2、3枚目は持ち帰り、
2枚目は貼付け用、
3枚目は控えとして
お持ちください。

3 枚目

入札保証金提出書

(注意)

①「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。

②ゆうちょ銀行の通算貯蓄総口座数(定期・活期の配分が不明なものは)以外とインターネットバンキングの口座は、振込のみでありません。

③申込先(10名以内)を必ず正確に、正確には、必ず記入してください。法人の場合には代表者の記入は不要です。

④2枚目の「預け入れ金振込記録簿」には、入札保証金としてお申込みいただいた受領した保管金受入手続簿(取扱店受取の)あるものを取り付けてください。

⑤法人による場合は、別紙「役員一覧」を提出してください。

入札保証金振込証明書

令和 年 月 日
上記の入札保証金は受入済であることを証明する。
中国財務局歳入歳出外現金出納官吏
財務事務官

振込依頼書の
2枚目を貼付
してください。

委 任 状

代 理 人 住 所 吳市中央3丁目9番15号
氏 名 財 務 次 郎
(電 話 番 号) 0823-21-6411

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の国有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

物 件 番 号 001
財 産 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇
区 分 ・ 数 量 土 地 . 〇 〇 〇 . 〇 〇 m²

令和8年10月15日

委 任 者 住 所 広島市中区上八丁堀6番30号
氏 名 中 財 太 郎
(電 話 番 号) 082-221-9221

実印

委任者の実印を押印

(注1) 委任者の印鑑証明書を必ず添付してください。

(注2) 旧氏を併記される方は、氏名の欄に、戸籍の氏に加えて、括弧書きで旧氏も記入してください。

- ご自身の作られた入札関係書類を、下記を使ってご確認ください。
- 記入方法は**記載例**をご参照ください。(28～43ページ)
- 書き損じた場合は、新しい用紙を入手して書き直してください。
 - 入札書様式等は当局ホームページからダウンロードできます。
(<https://lfb.mof.go.jp/chugoku/kanzai/gennzaikouji.html>)
 - 「**入札保証金提出書**」「**振込依頼書**」「**提出用封筒(2種類)**」については、**53ページ記載の財務局、財務事務所又は出張所から入手してください。**

下記のような場合には
入札が**無効**となります。

ご注意
ください！

● 「入札書」の確認

- ☐ 1 入札者の住所、氏名の記入がない。
- ☐ 2 入札者の住所、氏名と入札保証金提出者の住所、氏名が一致しない。
- ☐ 3 物件番号の記入がない。
- ☐ 4 入札書と入札保証金提出書の物件番号が一致しない。
- ☐ 5 入札金額の訂正がある。
- ☐ 6 入札金額が判別できない。
- ☐ 7 ￥マークの記入がない。
- ☐ 8 ￥マークと数字の間、￥マーク以下1円の欄までの間に空白の欄がある。
- ☐ 9 入札金額が入札保証金額の20倍を超えている。
- ☐ 10 入札金額が最低売却価格に達していない。

● 「入札保証金提出書」の確認

- ☐ 1 入札者の住所、氏名の記入がない。
- ☐ 2 入札者の住所、氏名と入札保証金提出者の住所、氏名が一致しない。
- ☐ 3 物件番号の記入がない。
- ☐ 4 入札保証金額の訂正がある。
- ☐ 5 納付した入札保証金額が入札金額の100分の5に達していない。
(9ページ計算例参照)



下記のような場合には
入札が**無効**となります。

ご注意
ください！

● 共有による入札の場合

- ☐ 1 入札書の氏名、人数と入札保証金提出書の氏名、人数が一致しない。

● 代理人による入札の場合

- ☐ 1 入札書に入札者の住所、氏名の記入がない。
- ☐ 2 入札書の入札者の住所、氏名と委任状の入札者(委任者)の住所、氏名が一致しない。
- ☐ 3 入札書に代理人の住所、氏名の記入がない。
- ☐ 4 入札者の代理人の住所、氏名と入札保証金提出者の代理人の住所、氏名が一致しない。
- ☐ 5 委任状に入札者(委任者)の押印(印鑑登録された印)がない。
- ☐ 6 委任状に入札者(委任者)の印鑑証明が添付されていない。
- ☐ 7 委任状の物件番号と物件の所在地等が一致しない。

● その他共通事項の確認

- ☐ 1 一人で1物件につき2通以上の入札書を提出したもの。
- ☐ 2 当局所定の入札書用紙を使用していない。
- ☐ 3 入札書などの入札関係書類が入札受付締切日時までに到達しない。
- ☐ 4 鉛筆など修正可能な筆記用具で記入している。
- ☐ 5 入札書提出用封筒(水色)と入札書の物件番号が一致しない。
- ☐ 6 法人による入札の場合で「役員一覧」の提出がない。

上記のほかにも、確認してください。

- ◎入札したい物件番号が正しく記入されていますか。
- ◎「入札保証金振込証明書」(2枚目)に保管金受入手続添付書(財務局提出用)を貼り付けていますか。
- ◎水色の封筒に物件番号、入札者の氏名の記入がありますか。
- ◎入札書のみ水色の封筒に入れて糊付けしていますか。



STEP 4

提出方法

書類の作成が終われば、いよいよ提出です。
提出方法は、郵送と持参の2通りあります。
郵送の場合は、簡易書留としてください。
持参の場合は、直接中国財務局 管財部 統括国有財産管理官（第一部門）までお持ちください。
受付締切日の午後5時必着です。
財務事務所及び出張所では受付を行っておりませんので、お気をつけください。

㊦「入札書」

水色の封筒に
入れる

㊧「入札書提出用封筒」 (水色)

- ・㊧「入札書提出用封筒（水色）」などの提出書類を再確認しましたか？
- ・封筒に差出人を記入しましたか？

- ・「¥マーク」や「物件番号」を忘れていませんか？
- ・桁間違いがなく、きちんと欄内に記入していますか？
- ・金額を訂正していませんか？（訂正印等があっても無効となります。）
- ・最後にもう一度金額を確認しましたか？

- ・入札書のみを入れましたか？
- ・きちんと糊付けしましたか？

㊨「入札関係書類提出用封筒」 (茶色)

< 2枚複写の用紙 >

㊩-1「入札保証金提出書」(1枚目)

- ・入札保証金（振込んだ金額）を記入していますか？
- ・保証金の返還を受ける場合のご自身の振込先口座を確認しましたか？

㊩-2「入札保証金振込証明書」(2枚目)

貼ってください。

㊪「保管金受入手続添付書」 (振込依頼書の2枚目【財務局提出用】)

- (注)
- ・入札保証金として、各自の入札金額の5%以上（円未満切上）を金融機関窓口で振り込んでください。
 - ・ゆうちょ銀行からの振込みはできません。
 - ・ATM、インターネットからの振込みは、無効となります。

その他必要書類

㊫役員一覧

㊬入札保証金の 振込依頼人及び 返還預貯金口座 について

㊭委任状

㊮委任者の 印鑑証明書

法人による入札の場合は㊫を
共有名義による入札の場合は㊬を
代理人による入札の場合は㊭及び㊮を
同封してください。

旧氏（旧姓）を使用される場合は、旧氏を記載した住民票の写し、マイナンバーカードの表面の写し等の公的書類も同封してください。

入札の受付に関するご質問

Q1 郵送で入札を考えていますが、入札関係書類をインターネットから入手できますか。

入札関係書類のうち、入札書・役員一覧等は当局ホームページから入手できます。

(<https://lfb.mof.go.jp/chugoku/kanzai/gennzaikouji.html>)

入札参加に必要な封筒、複写式の用紙は、上記ホームページにあるメール送信フォームもしくは、本入札案内書53ページ記載の財務局、財務事務所又は出張所にお電話いただければ、送付いたします。なお、配達にかかる日数を考慮いただき、お早目にご連絡ください。

Q2 過去に入手した入札関係書類を使用できますか。

できません。制度改正等により様式が変更となる場合がありますので、入札の都度、最新の用紙をご入手の上、ご使用ください。

Q3 役員一覧の代わりに法人登記の現在事項全部証明書を提出できますか。

できません。役員一覧には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されていない記入項目が含まれているため、必ず役員一覧を提出してください。

Q4 複数物件を入札する場合、役員一覧をコピーして使用できますか。

できます。同一回次の入札であれば、物件番号欄以外の部分をコピーして、物件毎に提出していただいても構いません。(詳しくは、本入札案内書35ページを参照してください。)

Q5 入札保証金は、最低売却価格の5%でいいですか。

そうではありません。入札保証金の納付額は、入札される金額の5%以上(円未満切上)です。(詳しくは、本入札案内書9ページを参照してください。)

Q6 入札保証金の積み増しをしたい。

入札書の提出前であれば可能です。新たに振込依頼書入手して積み増し分の振込みをしてください。入札保証金提出書の金額欄には合計金額を記入し、入札保証金振込証明書には、積み増し分の保管金受入手続添付書も併せて貼付け(場合によっては別紙に貼付け)て提出してください。振込依頼書の入手については、Q1をご確認ください。

Q7 入札関係書類の入札金額、入札保証金の額を書き損じてしまった。

必ず新しい用紙に書き直してください。金額訂正は、訂正印がある場合であっても無効となりますので、書き損じた場合は、新しい用紙を入手していただき、正しい内容に書き直してください。用紙の入手については、Q1をご確認ください。

Q8 入札者本人に代わって、入札関係書類を持参する場合も委任状が必要ですか。

必要ありません。そのほか、次の場合も委任状は必要ありません。

- ①入札者に代わって、親族等が開札会場へ入場する場合
- ②入札者が法人で、その社員が開札会場へ入場する場合
- ③共有の入札で、共有者のうちの1人が開札会場へ入場する場合

Q9 入札保証金を振込んだが、入札書は提出せずに入札を辞退したい。

入札書の提出前であれば辞退できますので、入札書は提出しないでください。入札書未提出として「無効」とし、入札保証金は、ご指定の預貯金口座へ振込む方法により開札日から概ね一週間後までに返還いたします。返還口座等を確認させていただきますので、入札受付期限までに「入札保証金提出書」及び「入札保証金振込証明書」を提出してください。「入札保証金振込証明書」には、振込の際に金融機関から受け取った「保管金受入手続添付書」(財務局提出用)の本紙を貼り付けてください。

Q10 入札書を提出したが、入札金額を変更したい。入札を辞退したい。

できません。入札書を提出した後は、どのような理由があつたとしても、入札金額の変更や入札の辞退・取り消しはできませんので、提出前に十分な検討及び確認をお願いします。

Q11 開札の結果、落札者とならなかった場合、入札保証金はいつ返還されますか。
開札日から概ね一週間後に指定された口座へ振込みします。 なお、振込み手続きをした旨の通知書を送付します。
Q12 入札の受付状況を教えてください。
受付終了日の翌開札日の午前9時以降であれば、その物件に応札があったかどうかのみをお答えします。
開札に関するご質問
Q13 開札会場には誰でも入場できますか。
できません。開札会場へ入場できる方は、入札者本人又はその代理人等、関係者の方のみです。受付において、入札者名と物件番号を確認させていただきます。 ※必要最小限の人数でのご参加をお願いします。
Q14 入札に参加した者ですが、開札結果の確認方法はどのようなものがありますか。
以下の方法により確認可能です。(いずれの方法も落札者名は公表しません。) ① 開札会場にお越しいただく方法 ② 開札日の翌開札日の午前9時以降に、各物件の管轄先(本入札案内書52～53ページ)に電話でご確認いただく方法 ③ 入札結果通知書でご確認いただく方法(開札日の翌日に発送予定です。)
契約に関するご質問
Q15 売買代金の支払い方法はどのようなものがありますか。
次の2通りがあります。 ① 一括払い方式 ② 契約保証金方式 (詳しくは、本入札案内書13～14ページ、50ページを参照してください。)
Q16 売買契約締結時に、売買代金のほかに必要な費用はありますか。
売買契約書(国保管用のもの1部)に貼付する収入印紙(本入札案内書12ページ参照)、所有権移転登記に必要な登録免許税(本入札案内書14ページ参照)のほか、印鑑証明書や住民票抄本、法人登記の現在事項全部証明書など、売買契約の締結及び履行に関して必要な費用があります。
Q17 所有権移転登記と同時に抵当権設定登記をすることはできますか。
売買契約締結の前に、各物件の契約担当(本入札案内書52～53ページ参照)へご相談ください。
入札者のいなかった物件に関するご質問
Q18 入札者のいなかった物件は、今後、どのような売出方法とするのですか。
原則、「すぐに購入できる物件」として、先着順により売払申請を受付けることとします。対象物件については、当局ホームページ等でお知らせする予定です。 (詳しくは、本入札案内書15ページを参照してください。)
Q19 先着順でも売れなかった物件はどうするのですか。
通常、あらためて入札に付すこととなります。
落札者が契約を締結しなかった(契約辞退)物件に関するご質問
Q20 落札者が契約を辞退した場合、入札金額の次順位者に契約する権利が移りますか。
移りません。 ただし、落札金額での契約は可能ですので、開札結果通知をご覧いただき、ご希望があればお申し出ください。

落札者の決定方法

入札 ■公示日：令和8年9月25日(金)
■受付期間：令和8年10月15日(木)午前9時～
令和8年10月26日(月)午後5時必着

受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時

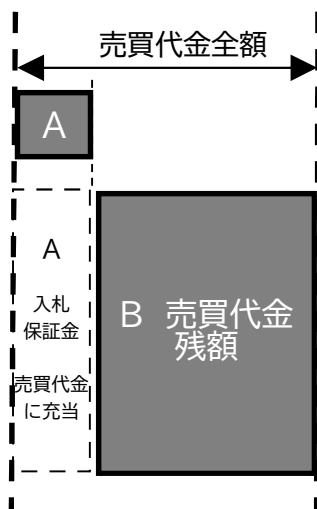


最低売却価格以上で、有効かつ最高金額の入札をした方を落札者として決定します。
入札者がいなかった物件でも、先着順売却を行わないこともあります。

売買代金の支払い方法

売買代金の支払い方法は、次の2通りがあります。

(1) 一括払い方式



①入札受付時

A 入札保証金（入札金額の 5%以上）を納付してください。

②売買契約締結時

B 売買代金残額（売買代金と入札保証金額の差額）を
契約時に持参し、納付してください。

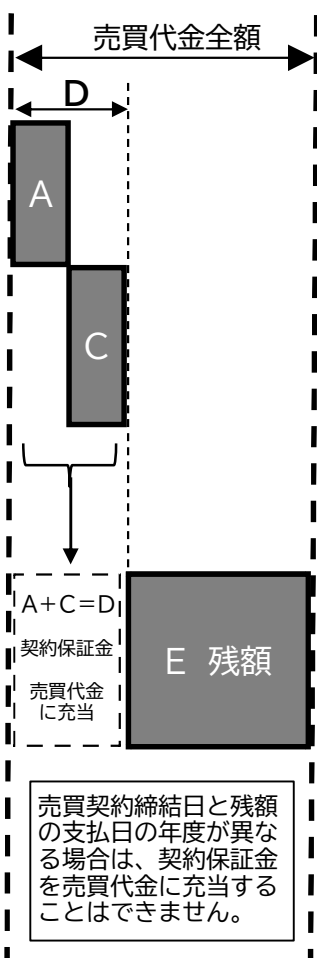
※ご持参いただくのは下記の2種類からお選びください。

①現金

②金融機関振出小切手（13ページの（注1）（注2）も
ご確認ください。）

※入札保証金は売買代金に充当します。

(2) 契約保証金方式



①入札受付時

A 入札保証金（入札金額の 5%以上）を納付してください。

②売買契約締結時

D 契約保証金（売買代金の 10%以上）を納付してください。

A + C = D 売買代金の10%以上

※入札保証金(A)は契約保証金(D)に充当できますので、
入札保証金との差額(C)をご用意ください。

※お支払い方法は下記の2種類からお選びください。

①現金を持参

②事前の振込（落札後に送付する「振込依頼書」使用）

③残額のお支払い

E 契約日から20日以内（契約日含む）に、別途送付する
納入告知書により残額を納付してください。

農地法の届出又は許可が必要な物件は、契約締結期限が令和9年3月12日(金)ですが、令和9年2月19日(金)までに契約締結できない場合、上記(1)一括払い方式のみの取扱いとなります。

売買契約は、各物件を管轄する財務局又は財務事務所・出張所で行います。

V 物件に関する情報

ページ

局所別管轄物件・現地見学会 一覧

… 52

- ・建物付の物件など、現地見学会のある物件を、担当局所別に表示しています。
- ・ご希望の物件に、現地見学会があるか否かをご確認ください。
- ・事前に申し込みのない場合は、現地見学会を実施しませんので、ご注意ください。

局所別お問い合わせ先一覧

… 53

- ・財務局、財務事務所及び出張所の所在地、連絡先です。
- ・お問い合わせ先としてご利用ください。

物 件 調 書

… 54

- ・物件調書の見方、物件調書の注意事項、補足説明事項を掲載しています。
- ・ご希望の物件の物件調書をお確かめの上、必ず現地をご確認ください。

局所別管轄物件・現地見学会 一覧

物件 番号	担当局所	現地見学会		
		物件 番号	開催日時	駐車場の有無
001 ＼ 008	中国財務局 管財部 統括国有財産管理官 (第一部門)			
201 ＼ 203	中国財務局 呉出張所 統括国有財産管理官	202	10月9日(金) 午後1時30分～午後2時30分	無
301 ＼ 304	鳥取財務事務所 管財課	301	10月8日(木) 午後2時00分～午後3時00分	有
401 ＼ 411	松江財務事務所 管財課			
501 ＼ 502	岡山財務事務所 管財課	501	10月2日(金) 午後2時00分～午後3時00分	有
601 ＼ 608	岡山財務事務所 倉敷出張所 管財課			
701 ＼ 708	山口財務事務所 管財課	702 ＼ 706	10月2日(金) 午後1時30分～午後3時30分	無
801 ＼ 802	山口財務事務所 下関出張所 管財課	802	10月2日(金) 午後1時30分～午後2時30分	無

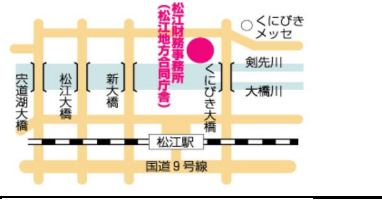
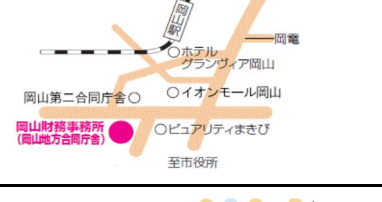
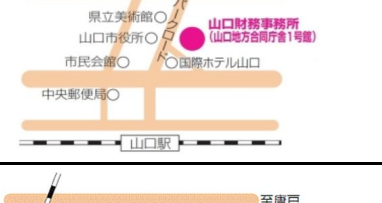
※ 現地見学会は、事前に申込みのあった物件のみ実施しますので、希望者は、現地見学会開催日前日の正午までに各物件の担当へお申し出ください。

局所別お問い合わせ先一覧

入札手続きに関すること

中国財務局 管財部 統括国有財産管理官(第一部門 入札担当)
TEL 082-221-9221(内線3545)

物件の詳細に関すること

担当局所	所在地、TEL	地図
中国財務局 管財部 統括国有財産管理官 (第一部門)	〒730-8520 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館10階 TEL 082-221-9221(内線3548)	
中国財務局 呉出張所 統括国有財産管理官	〒737-0051 呉市中央三丁目9番15号 呉地方合同庁舎2階 TEL 0823-21-6411(内線38)	
鳥取財務事務所 管財課	〒680-0845 鳥取市富安二丁目89番地4 鳥取第1地方合同庁舎3階 TEL 0857-26-2295(内線346)	
松江財務事務所 管財課	〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎4階 TEL 0852-21-5231(内線4643)	
岡山財務事務所 管財課	〒700-8555 岡山市北区桑田町1番36号 岡山地方合同庁舎4階 TEL 086-223-1131(内線444)	
岡山財務事務所 倉敷出張所 管財課	〒712-8062 倉敷市水島北幸町2番2号 TEL 086-444-5265(内線22)	
山口財務事務所 管財課	〒753-8526 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館2階 TEL 083-922-2190(内線238)	
山口財務事務所 下関出張所 管財課	〒750-0025 下関市竹崎町四丁目6番1号 下関地方合同庁舎5階 TEL 083-234-4003(内線15)	